第七条	法附則第二条第一項の給付	児童手当	
第九条	法第十二条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十二条第一項	
第十条	一般受給者若しくは施設等受給者	一般受給者	
第十二条第一項の表の下欄	法第十七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項	
	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項	
第十二条の九第一項及び第二項	法第二十条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第二十条第一項	
第十二条の九第一項	児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）	法附則第二条第一項の給付	
第十二条の九第二項第一号	住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	住所	
第十二条の十第一項	法第二十一条第一項及び第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項及び第二項	
第十二条の十第二項及び第三項	法第二十一条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項	
第十二条の十第四項	法第二十一条第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第二項	
第十二条の十一	法第二十二条第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十二条第二項	
第十四条	法第十七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項	
	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項	

備考　表中の［　］の記載は注記である。